

において、土曜日の開所時間数及び開所日数を含めることなく、長期休暇期間の開所時間数及び開所日数のみにより算出するなどしていた。そして、このうち 61 支援単位においては、土曜日及び長期休暇期間の 1 日当たりの開所時間数が同じであったため、1 日当たりの平均開所時間数の算出に影響がなかった。一方、28 支援単位においては、長期休暇期間の 1 日当たりの開所時間数よりも土曜日の 1 日当たりの開所時間数が短かったことから 1 日当たりの平均開所時間数が過大に算出されており、長時間開所加算額が過大に計上されていた。

その結果、3 年度の適正な基本額を算定すると計 796,895,125 円となることから、前記の基本額 800,665,775 円との差額 3,770,650 円が過大となっており、これに係る交付金 1,257,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同区において実施要綱等の理解が十分でなかったこと、東京都において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

沖縄振興特別推進交付金が過大に交付されていたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 1,042,000 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
(14) 内閣府本府	沖縄県	石垣市	沖縄振興特別推進交付金	5	千円 97,122	千円 77,698	千円 1,301	千円 1,042

この交付金は、沖縄の実情に即した事業の的確かつ効果的な実施を図ることを目的として、沖縄県が沖縄の振興に資する事業等を自主的に選択して作成した沖縄振興交付金事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるために、同県に対して交付するものである。そして、交付金の交付を受けた同県は、沖縄の振興に資する事業等を実施する市町村に対して、これに要する経費の一部を補助している。

石垣市は、令和 5 年度に、石垣市中央運動公園の利活用促進を図るために、同公園を再整備する事業(以下「運動公園リニューアル事業」という。)を実施している。

同市は、運動公園リニューアル事業の実施に当たり、トレーニング室等に設置するトレーニングマシン等の複数の備品を購入する契約を 5 年 5 月に契約額 7,623,000 円で業者との間で締結していた(以下、この契約を「当初契約」という)。当初契約の契約書によれば、同市は必要があるときは業者と協議の上、契約の内容を変更することができることとされており、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算出し、同市において単価等を不適当と認めるときは同市の相当と認めるところによるなどとされていた。そして、当初契約の契約金額内訳書には備品ごとの購入数量、単価等が記載されていた。

当初契約締結後の 5 年 6 月から 7 月までの間に、同市は、購入する備品を新たに追加するとともに、当初購入予定であった備品の購入を減らすなどの必要が生じたことから、業者と協議を行った。その際、同市は、備品の購入数量の変更のみを伝えたとしているが、業者は、同市から伝えられた備品の購入数量の変更のほか、単価の変更も可能であると誤認して、特段の合理的な理由もないのに、当初契約で購入予定のトレーニング室の備品のうち 1 備品を除く全ての備品の単価を当初契約における単価よりも高い単価とするなどした契約金額内訳書を提出した。同市は、同内訳書の単価の確認を行わないまま契約金額を 9,845,000 円とする変更契約を締結して、同額を業者に支払った。そして、同

額を含めて運動公園リニューアル事業を事業費 97,122,500 円(交付対象経費同額)で実施したとする実績報告書を 5 年 9 月に同県に提出し、同県による審査を経るなどして、交付金 77,698,000 円の交付を受けていた。

しかし、当初契約で購入予定の備品については、当初契約における単価を用いることを不適当とする理由はないのであるから、変更契約においても当初契約における単価を用いるなどすべきであった。

したがって、当初契約における単価を用いるなどして運動公園リニューアル事業の適正な交付対象経費を算定すると 95,820,699 円となり、前記の交付対象経費 97,122,500 円との差額 1,301,801 円が過大となっていて、これに係る交付金相当額 1,042,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において変更契約の締結に当たり単価の確認を行う必要があることについての認識が欠けていたこと、同県において実績報告書等の審査及び同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 補助の目的を達していなかったもの 1 件 不当と認める国庫補助金 9,790,000 円
沖縄観光防災力強化支援事業費補助金により取得した実施設計書等の成果品が全く使用されておらず、補助の目的を達していなかったもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 9,790,000 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(15) 沖縄総合事務局	沖縄県那覇市	沖縄観光防災力強化支援事業費補助金	2	153,606	139,190	9,790	9,790

この補助金は、沖縄県内において大規模災害が発生した場合に同県内に足止めされる観光客のための食料、水等の備蓄、避難誘導看板の設置等の防災力強化の取組を緊急かつ重点的に支援することにより、安全・安心な観光地の形成を促進し、沖縄の観光振興に資することを目的として、沖縄観光防災力強化支援事業費補助金交付要綱(平成 31 年府沖振第 128 号)等に基づき、令和元年度から 3 年度までの 3 年間に、当該取組に係る事業や、これを促進するための取組に係る事業を実施するために必要な経費の全部又は一部を市町村等に対して補助するものである。

那覇市は、地域住民、観光客、外国人等が大規模災害時に避難するための避難所を周知できるようにするための避難所標識を整備するために、2 年度に、避難所標識の実施設計書、構造計算書等を作成するなどの計画策定に係る事業を 9,790,000 円で実施したとする実績報告書を沖縄総合事務局に提出して、同額の国庫補助金の交付を受けていた。

そして、同市は、本件事業の成果品として 115 基の避難所標識に係る実施設計書等を 3 年 3 月に取得していた。

しかし、同市は、4 年度も同補助金の制度が継続して実施されると誤認していたことなどから、3 年度に予定していた避難所標識の整備を見送っていた。そして、同市は同補助金の制度が 3 年度で終了したことを理由に、7 年 4 月の会計実地検査時点においても、115 基の避難所標識を 1 基も整備しておらず、本件事業で取得した実施設計書等の成果品は、取得後に全く使用されていなかった。